

伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務 仕様書

第1章 総則

1 業務名

伊豆の国市文化財展示施設 展示設計・製作・設置業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は令和5年度に策定した「伊豆の国市文化財展示施設基本構想」及び「伊豆の国市文化財展示施設基本計画」の内容を踏まえ、新たな伊豆の国市文化財展示施設の整備を行うことを目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和8年3月17日までとする。

4 履行場所

静岡県伊豆の国市四日町800番地1 他

5 着手届及び業務計画書の提出

(1) 受注者は、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に着手届及び業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。また、業務計画書に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制及び組織図
- ④ 主任担当技術者及び担当技術者の氏名、経歴等を記した一覧表
- ⑤ 協力事業者がある場合は、協力事業者の名称、事業概要、協力を受ける理由及び具体的内容
- ⑥ 連絡体制（緊急時を含む。）
- ⑦ その他、発注者が必要とする事項

6 実施体制

本業務の受注者は、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、発注者の指示に柔軟に対応できるようにすること。

第2章 業務の内容

1 展示設計業務

- (1) 基本計画に基づき行う展示設計・製作・設置に関する受託者としての基本的な考え方の整理
- (2) 全体的な構成と配置計画（ゾーニング）・動線計画の検討
- (3) 展示シナリオ・展示項目（リスト）の作成
- (4) 意匠図（平面図・立面図・断面図）の検討
- (5) 工種別細目の検討
 - ・展示造作
 - ・サイン・グラフィック
 - ・造形・模型
 - ・映像・音響等情報システム
 - ・映像・情報コンテンツ
 - ・展示演出照明・電気設備
- (6) 展示設計図等の作成（以下、必要に応じて）
 - ・意匠図（平面図・立面図・断面図）
 - ・展示造作図
 - ・サイン・グラフィック図
 - ・造形・模型図
 - ・映像・音響等情報システム図
 - ・映像・情報コンテンツ図（シノプシス等含む）
 - ・展示演出照明・電気設備図
- (7) 展示製作費予算内訳書、保守管理予算内訳書の作成
- (8) 展示製作の工程計画書の作成
- (9) 各エリア・各室のパース図の作成
- (10) 設計に関する関係機関との調整
- (11) 打合せ記録簿の作成
- (12) その他、本事業を運営していくに当たって必要な事項のうち、発注者と受注者で合意した内容の検討

2 展示製作・設置業務

- (1) 展示製作
 - ・仮設
 - ・展示造作
 - ・サイン・グラフィック
 - ・造形・模型
 - ・映像・音響等情報システム

- ・映像・情報コンテンツ
- ・展示演出照明・電気設備
- ・その他展示設計で定める必要な展示物

(2) 展示設置

- ・展示製作物等の運搬搬入
- ・展示物及び展示製作物等の設置、現場調整等
- ・電気設備（分電盤までの配管・破線、照明器具設置、調整等）
- ・映像機器、展示装置等（設置、システム調整）

(3) 展示製作・設置に関する関係機関との調整

(4) 打合せ記録簿の作成

(5) その他、本事業を運営していくに当たって必要な事項のうち、発注者と受注者で合意した内容の検討

3 成果品の提出

受注者は、業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品を発注者に納品し、検査を受けなければならない。

成果物の種類	部数	期限
① 展示設計図	1部	令和7年3月31日
② 展示製作費、保守管理費予算内訳書	1部	令和7年3月31日
③ 展示製作・設置の工程計画書	1部	令和7年3月31日
④ 展示製作竣工図	1部	令和8年3月17日
⑤ 各種取扱説明書	1部	令和8年3月17日
⑥ 打合せ記録	1部	令和8年3月17日
⑦ 上記①～⑥の電子データ	1部	令和8年3月17日

※成果品の内容は、発注者と受注者との事前協議により詳細を決定すること。

※展示設計図及び展示竣工図はカラー刷り、製本は横型、左綴じ製本とすること。

※電子データはPDFファイル及び編集可能な形式で納品すること。

第3章 その他

1 再委託の禁止

(1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して、第三者に委任又は再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は業務の一部を再委託することができる。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、その他必要事項をあらかじめ発注者に提出し、承認を受けなければならない。

2 著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果品を引き渡したときに全て市に帰属する。受注者は市に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受注者は市に対し、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- (3) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 資料の貸与

- (1) 発注者は受注者から業務上必要な資料等の貸与を求められた場合、これを貸与する。
- (2) 受注者は、貸与された資料等の取扱い及び管理に十分注意するとともに、本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後は速やかに返却するものとする。

4 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、業務期間中はもとより、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務従事者及び業務を再委託する場合の再委託先及び、それらに属する従事者に対して前項の規定を遵守させなければならない。

5 個人情報の保護

- (1) 本業務の実施上知り得た個人情報に関して、業務期間中はもとより、委託期間終了後においても機密として保持し、開示、漏洩又は本業務の目的以外に利用しないものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに関しては、細心の注意を払うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

6 損害賠償

受注者は、その責に帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

7 関係法令の遵守

本業務は、本仕様書のほか、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）をはじめ、関係法令等に準拠し、実施するものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者の双方で協議し、誠意を持ってこれに当たること。
- (2) 整備予定箇所での現地確認及び打合せ等への出席の際は名札を着用し、あらかじめ出席する者を市の担当者に報告すること。
- (3) 受注者が業務の履行に要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (4) 業務完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備又は不良があつた場合、受注者は速やかに発注者の指示に従い、修正等の措置を受注者負担で行うこと。